

園芸施設共済

年	主な制度改正・災害等
昭和43年	共済適用に関する調査研究
昭和44年	施設園芸保険調査(昭和44年から昭和46年)
昭和48年	園芸施設共済調査
	園芸施設共済に関する臨時措置法公布
昭和49年	園芸施設共済の試験実施開始 本県は3組合等で実施
昭和54年	園芸施設共済の本格実施開始 本県は28組合等で実施
昭和56年	農業災害補償法施行規則の一部改正 少額損害不てん補額を1万円から3万円へ引上げ
昭和60年	農業災害補償法の一部改正 病虫害事故除外方式の導入
昭和61年	共済責任期間を6月以上から4月以上に変更
平成3年	台風19号(新潟地方気象台最大瞬間風速45.5 <small>メートル</small> /秒、観測史上最大) 共済金1億8千万円、金額被害率4.9%(過去最高)
平成5年	農業災害補償法の一部改正 共済目的に雨よけ施設等を追加 組合の手持共済責任を1割から2割に拡大 施設内農作物価額算定率を作物区分ごとに設定
平成10年	集中豪雨(新潟市の日降水量265mm)、台風5号、7号、10号等 支払共済金1億8千万円、金額被害率2.8%
平成11年	農業災害補償法の一部改正 責任分担方式の見直し(年間超過損害歩合再保険方式の導入) 施設区分プラスチックハウスⅣ類(鉄骨中)の細分化
平成15年	農業災害補償法施行規則の一部改正 特定園芸施設撤去費用の補償方式の導入(対象はガラス室及び鉄骨ハウス) 共済目的に多目的ネットハウスを追加 共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額引き上げ
平成16年	事務取扱要領の一部改正 共済規程の共済責任期間を4月以上から2月以上に変更し、水稻育苗施設が引受対象に
	7. 13中越水害、相次ぐ台風(第6、15、16、18、21号)等 支払共済金1億9千万円、金額被害率2.6%
平成21年	10月の台風18号(新潟地方気象台最大瞬間風速22.3 <small>メートル</small> /秒)、12月の記録的な豪雪等 支払共済金1億3千万円、金額被害率1.8%

園芸施設共済

年	主な制度改正・災害等
平成24年	4月の爆弾低気圧(佐渡市最大瞬間風速43.5 ^{m/s}) 支払共済金2億4千万円(過去最高)、金額被害率3.1%
平成26年	農業災害補償法施行規則の一部改正 耐用年数及び時価現有率の見直し 特定園芸施設及び附帯施設に係る園芸施設復旧費用の補償の導入 特定園芸施設撤去費用の対象施設区分の拡充(パイプハウス等)
平成30年	1月、2月の記録的な豪雪
	3月の爆弾低気圧(新潟地方気象台最大瞬間風速31.3 ^{m/s}) 農業保険法施行
平成31年	未被覆期間を共済責任期間としない短期引受の廃止
	小損害不填補基準の見直し
令和元年	共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額の引き上げ
	集団加入等による共済掛金等の割引措置
	小損害不填補基準額の追加
令和2年	復旧費用特約の補償の引上げ
	付保割合追加特約の追加
	小損害不填補1万円特約の追加
	自力復旧を復旧費用特約の支払対象に追加
	耐用年数経過後の被覆材の自然消耗割合の見直し
令和3年	12月、1月の記録的な豪雪 支払共済金2億2千万円、金額被害率2.0%
	施設本体、被覆物の標準価額の引き上げ